

26み監査第 98号  
平成27年 3月24日

みよし市長 小野田賢治様  
みよし市教育委員会委員長 木戸友二様  
みよし市議会議長 近藤剛男様

みよし市監査委員 倉本繁八  
同 林徳秋

随時監査(物品管理に関する監査)の結果に関する報告について(提出)

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

# 随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

倉本繁八

林 徳秋

## 第2 監査の種類

随時監査

## 第3 監査の概要

### 1. 監査の実施日

平成26年12月11日

### 2. 監査の対象とした部課

政策推進部 企画政策課

総務部 管財課

市民部 保険年金課

協働部 防災安全課

健康福祉部 福祉課

環境経済部 環境課

都市建設部 都市整備課

### 3. 監査の対象とした事項及び範囲

物品管理に関する事務

### 4. 監査の着眼点及び実施方法

みよし市物品管理規則の規定に基づき、適切に物品（消耗品）の記録管理がされているか。また、保管方法は適正か等を主眼とし、現物の実査及び現物と消耗品受払簿等関係書類を照合するとともに、以下の事項に着眼し、関係職員の説明を聴取して監査を実施しました。

- (1) 物品（消耗品）の所在は適正か、また、規格、数量等について、請求書どおりに納品されているか。
- (2) みよし市物品管理規則の規定どおり、適切に物品（消耗品）の記録、管理がされているか。
- (3) 物品（消耗品）の中で消耗品受払簿に記録すべきものを定め、記録されているか。

## 第4 監査の結果

以下、監査対象課ごとに上記着眼点に沿って、監査結果を報告します。

#### 1. 健康福祉部福祉課

平成26年12月11日午前9時30分から、福祉課長、主査の立会いのもとで監査を実施した結果、対象としたすべての物品（消耗品）は、規格、数量等が請求書どおりに納品され、事務室あるいは所定の配置場所において保管されていました。

みよし市物品管理規則第27条の規定に基づく、物品（消耗品）を記録する、消耗品受払簿は整備されていませんでした。

#### 2. 市民部保険年金課

平成26年12月11日午前9時45分から、保険年金課長、副主幹、主任主査の立会いのもとで監査を実施した結果、対象としたすべての物品（消耗品）は、規格、数量等が請求書どおりに納品され、事務室あるいは所定の配置場所において保管されていました。

みよし市物品管理規則第27条の規定に基づく、物品（消耗品）の記録は、消耗品受払簿ではなく保険年金課の作成した書籍管理簿により管理されていました。

#### 3. 環境経済環境課

平成26年12月11日前10時10分から、副主幹と主事の立会いのもとで監査を実施した結果、対象としたすべての物品（消耗品）は、規格、数量等が請求書どおりに納品され、事務室あるいは所定の配置場所において保管されていました。

みよし市物品管理規則第27条の規定に基づく、物品（消耗品）を記録する、消耗品受払簿は整備されていませんでした。

#### 4. 協働部防災安全課

平成26年12月11日午前10時20分から、防災安全課長と副主幹の立会いのもとで監査を実施した結果、対象としたすべての物品（消耗品）は、規格、数量等が請求書どおりに納品され、事務室あるいは所定の配置場所において保管されていました。

みよし市物品管理規則第27条の規定に基づく、物品（消耗品）の記録について、消耗品受払簿が整備され、適切に記録管理されていました。

#### 5. 都市建設部都市整備課

平成26年12月11日午前10時30分から、副主幹と主事の立会いのもとで監査を実施した結果、対象としたすべての物品（消耗品）は、規格、数量等が請求書どおりに納品され、事務室において保管されていました。

みよし市物品管理規則第27条の規定に基づく、物品（消耗品）を記録する、消耗品受払簿は整備されていませんでした。

また、物品(消耗品)に個人名の表示がされていたものがありました。

#### 6. 総務部管財課

平成26年12月11日午前10時40分から、副主幹の立会いのもとで監査を実施した結果、対象としたすべての物品（消耗品）は、規格、数量等が請求書どおりに納品され、事務室あるいは所定の配置場所において保管されていました。

みよし市物品管理規則第27条の規定に基づく、物品（消耗品）を記録する、消耗品受払簿は整備されていませんでした。

#### 7. 政策推進部企画政策課

平成26年12月11日午前10時50分から、副主幹と主任主査の立会いのもとで監査を実施した結果、対象としたすべての物品（消耗品）は、規格、数量等が請求書どおりに納品され、事務室において保管されていました。

みよし市物品管理規則第27条の規定に基づく、物品（消耗品）の記録について、消耗品受払簿が整備され記録管理されていましたが、記載がされていないものがありました。

また、物品(消耗品)に個人名の表示がされていたものがありました。

上記のとおり各監査対象課における物品管理事務は、みよし市物品管理規則に基づいて、規格、数量等について、請求書どおりに納品され、適正な場所に保管されていました。しかしながら、多くの課において、みよし市物品管理規則27条の規定にもとづく、消耗品受払簿の整備がされていませんでしたので、速やかに改善されるよう求めます。

### 第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

#### 1、所管課名の標示について

監査の対象とした物品（消耗品）について、所管課等の標示がされていない、あるいは個人名の標示がされている事例がありました。所管課を明確にし、適切な管理をするために、みよし市物品管理規則第10条の規定に準じて、所管課等の表示をしておくことが望ましいと考えます。

#### 2、消耗品受払簿の整備について

物品（消耗品）の管理を行うため、みよし市物品管理規則第27条に定める消耗品受払簿を整備し管理する必要がありますが、同条ただし書き「物品の性質上、特に重要でないものについては、消耗品受払簿の記帳を省略することができる」を適用し、消耗品受払簿

への記載がされていない事例の中にも、備品と同程度の管理が必要であり、消耗品受払簿への記載が必要であると考えられるものもありました。消耗品の中でも消耗品受払簿に記録をしなければならないものを定め、記録管理する必要があると考えます。

また、規則に規定された統一された様式によって、記録管理を正確に行うことが望ましいと考えます。

○監査結果

	所管課	確認物品	保管状況確認	消耗品受払簿	備考
1	企画政策課	電卓	○ (事務室)	×	課名ではなく、個人名称を表示
2		住宅地図	○ (事務室)	○	
3		住宅地図	○ (事務室)	○	
4	管財課	ユニットケース (2個)	○ (車両)	×	
5		シムロンはや巻50m	○ (車両)	×	
6		地図	○ (事務室)	×	
7	保険年金課	医療点数表の解釈	○ (事務室)	△	消耗品受払簿ではなく書籍管理簿で購入日時等を管理
8		歯科点数表の解釈	○ (事務室)	△	消耗品受払簿ではなく書籍管理簿で購入日時等を管理
9		調剤報酬点数表の解釈	○ (事務室)	△	消耗品受払簿ではなく書籍管理簿で購入日時等を管理
10		薬効・薬価リスト(4冊)	○ (事務室)	△	消耗品受払簿ではなく書籍管理簿で購入日時等を管理
11		みよし市住宅地図	○ (納税課事務室)	×	
12		みよし市住宅地図	○ (健康推進課事務室)	×	
13		みよし市住宅地図	○ (事務室)	×	
14	防災安全課	エアーホースリール	○ (防災倉庫)	○	
15		住宅地図 (みよし市)	○ (事務室)	○	
16		3 X ミリオンリール100mメジャー	○ (防災倉庫)	○	
17		市町村地域防災計画実務提要 (247-254)	○ (事務室)	○	
18		消防団本部のぼり	○ (車両)	○	
19	福祉課	生活保護手帳 (2冊)	○ (事務室)	×	
20		生活保護手帳別冊問答集 (2冊)	○ (事務室)	×	
21		E T C	○ (車両)	×	
22		ポータブルナビ	○ (事務室)	×	
23		住宅地図 (みよし市)	○ (事務室)	×	
24	環境課	住宅地図 (みよし市) 2冊	○ (事務室)	×	
25		住宅地図 (みよし市)	○ (市民課事務室)	×	
26		住宅地図 (みよし市)	○ (環境事務所事務室)	×	
27	都市整備課	住宅地図	○ (事務室)	×	
28		関数電卓	○ (事務室)	×	
29		電卓	○ (事務室)	×	課名ではなく、個人名称を表示

